

公益財団法人相模原市産業振興財団産学連携スタート支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団（以下「本財団」という。）が、市内中小企業者等の大学・公設試等との連携による新技術・新製品開発、既存技術の高度化の取組を促進し、技術力の向上及び製品・技術の高付加価値化に寄与することを目的として、市内中小企業者等が大学・公設試等と共同研究又は委託研究（以下「共同研究等」という。）を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合及び市内工業の振興を目的として設立された団体（任意団体を含む）のうち、構成員、活動内容等から判断して理事長が適当と認めた団体をいう。
- (2) 大学：学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条に規定する職業能力開発総合大学校をいう。
- (3) 公設試等：国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、当該事業年度4月1日現在、相模原市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業者等又は株式会社さがみはら産業創造センターのインキュベーション施設に入居している中小企業者等であって、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 共同研究等に係る研究開発拠点が市内の事業所であること
- (2) 相模原市が課税する法人市民税または市民税を完納していること

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新技術・新製品開発や既存技術の高度化等に関するテーマで新たに開発しようとする、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同研究
- (2) 委託研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同研究等の内容から判断して理事長が特に認める事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には補助の対象とならない。

- (1) 共同研究等に技術開発に関する内容が含まれていないもの
- (2) 同一の対象事業で他の公共団体・公的機関から補助等を受けるもの
(補助の対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該事業年度内に実施する共同研究等に係る契約に基づき、補助対象者が大学・公設試等に支払う費用とする。
ただし、補助対象経費のうち、消費税相当額については対象外とする。
(補助率及び補助額)

第6条 補助対象事業に対する補助率は、以下のとおりとし、理事長が決定する。

- (1) 市内の大学・公設試等と共同研究等を実施する場合の補助率は3分の2以内
- (2) 市外の大学・公設試等と共同研究等を実施する場合の補助率は2分の1以内
- (3) 補助対象者が前年度に本補助金の交付を受けている場合の補助率は3分の1以内

2 前項の規定により算出した補助額は、上限を25万円とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 予算額を超えた場合、新たに本補助金を利用しようとする者を優先して採択するほか、予算額に応じて補助額を減額するものとする。

4 補助の回数については、同一年度同一申請者1回を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、当該事業年度5月31日（当該日が営業休業日に当たるときは前営業日）までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 産学連携スタート支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 大学・公設試等との共同研究等に係る契約書、又は契約書案の写し
- (3) 補助対象者の概要がわかる資料（会社案内等）
- (4) 法人の場合は商業登記簿謄本のうち履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内に発行されたもの、コピー可）、個人の場合は住民票記載事項証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可）
- (5) 法人の場合は法人市民税領収書（直近の決算期確定分）の写し、又は納税証明書（コピー可）、個人の場合は市・県民税領収書の写し、又は納税証明書（コピー可）
- (6) 補助対象者が第2条第1項第1号に掲げる中小企業者等のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者においては、補助対象者の定款又は規約等、及び構成員名簿
- (7) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、前項の書類を受理した時は、その内容を審査し、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を内定し、産学連携スタート支援事業補助金交付内定通知書（第2号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更・中止等)

第8条 補助対象者は、前条第1項の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止等申請書（第3号様式）によりその旨を直ちに理事長に提出し、その承認を受

けなければならない。

- (1) 前条第1項第1号で提出した申請書の内容に追加・変更があるとき
- (2) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき
- (3) 合併又は解散したとき

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて産学連携スタート支援事業補助金交付内定通知書（第2号様式）の内容を変更、又は条件を付することができる。

（現地調査等）

第9条 理事長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助対象事業の進捗について現地調査等（大学・公設試等を含む）を行うことができるものとする。

（事業報告）

第10条 補助対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、当該事業年度3月10日（当該日が営業休業日に当たるときは前営業日）、事業完了がこの日以降となる場合は本財団が個別に定める日までに理事長に提出しなければならない。なお、この提出期限を過ぎた場合は申請を取下げたものと見なす。

- (1) 産学連携スタート支援事業補助金事業報告書（第4号様式）
- (2) 成果物の写し（大学等からの研究報告書等）
- (3) 請求書の写し
- (4) 補助対象経費の支払いが完了したことがわかる書類（領収書・銀行振込明細・入出金明細の写し等）
- (5) 産学連携スタート支援事業補助金交付内定通知書の写し
- (6) その他理事長が必要とする書類

2 事業報告における効果測定に対し、本財団より要請があった場合は、その指示に従うこと。

（交付の決定）

第11条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、産学連携スタート支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、前条の決定があったときは、産学連携スタート支援事業補助金請求書（第6号様式）を前条に定める通知書の写しを添えて理事長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 理事長は、補助対象事業について次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助対象事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき

(3) 法令等に違反するなど、補助対象者としてふさわしくないと理事長が認めたとき
(補助金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。